

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		公共物の目的外使用等に関する許可期間の更新
根拠法令及び条項		新座市公共物管理条例施行規則第3条 条例第5条第2項の規定による期間の更新を受けようとする者は、許可の期間が満了する日の30日前までに前条第1項に規定する申請書を市長に提出しなければならない。
所管部課係名		インフラ整備部道路管理課管理係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合 はその理由)	
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	総日数
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)